

市立高教組ニュース

第 1 号 R4(2022)年 5月10日(火) 発行

発行 仙台市立高等学校教職員組合
〒980-0803 仙台市青葉区国分町3-10-10
仙台市国分町分庁舎 Tel.(022) 262-2289
書記長 鶴 順二

年休簿の様式変更！

組合が要求し続けたことにより、年休簿から「取得理由」の欄が無くなりました！

そもそも年休は労働者の権利であり、労働者から年休の申請があった場合に、使用者は、その事由は問うことが出来ず、これを拒否することも出来ません。それなのに、取得理由の欄があったのです。ただし年休は原則として1日単位での取得となります。また、労使協定を結べば5日間を限度に、時間単位での取得も出来るようになっています。

組合では、5日間を限度にすると、40時間以上の細かい時間単位の年休が取りたくても取れないという事から、過去の交渉により5日間という制約も撤廃し、全ての年休を時間単位で取得できるようになっています。

その代わりに増えた()内に書く年休時間

取得事由の欄が無くなった代わりに、4時間以上の場合は4時間、8時間の場合は8時間と、()内に書いて、累積していかねばならなくなりました。面倒な場合は、事務室で書いてくれるのですが、どうしてこの数字が必要になったかという、労働基準法の改正で、民間企業に対して、有給休暇を10日以上付与された労働者について、有給休暇を5日以上取らせることを義務づけたからです。違反した場合は30万円以下の罰金となります。ただし、4時間以上8時間未満の年休を取得した場合は、半日取得とカウントし、半日を10回取得で、5日間取得したとみなしても構わないという事になりました。

私たち公務員の場合はどうなのかという、国家公務員については、人事院において、平成30年の夏に、次のように報告されました。

民間労働法制における年次有給休暇の時季指定に係る措置を踏まえ、年次休暇の使用を促進するため、各省各庁の長は、休暇の計画表の活用等により、一の年次休暇の日数が10日以上職員が当該年において年次休暇を確実に使用することが出来るよう配慮することとする。

人事院の勧告は、地方の人事委員会も踏襲する事が多いため、仙台市でも同様の報告がなされました。

従って、各所属所の長は、そこで働く職員について、年休を5日以上取得させなければいけない状況になりました。行政職では、年休の取得状況が庁内システムにより管理されているため、誰が5日取得していないのかを調べることは容易です。しかし、私たち教職員は、年休管理が紙ベースのため、誰が5日取得していないのか把握する事は困難です。そこで組合では、誰が年休を5日取得できていないのかを把握するためには、年休簿の様式変更が必要だと訴え続けました。そしてそれが実り、この春から年休簿の様式が変更されました。

具体的な年休簿の書き方

4時間以上8時間未満の年休取得は、半日取得と認められるので、休暇時間の()内に4と書きます。4時間未満の場合は、半日とは認められないので()内は0となります。8時間取得した場合は、1日取得なので、()内は8となります。つまり、()内の累計が40を超えれば、年休5日取得となりますので、その職員の休暇消化についてはクリアとなります。逆に、例えば12月になったのに、()内累計が16とかの職員がいた場合、残り3日間をどこで取得するのか、所属長は面談等で確認しなければいけません。公務員の場合、民間企業のように、罰金とはならないので、5日間を消化しきれない職員がいても大丈夫なのですが、その人数を把握する事は、多忙解消を行う上では絶対に必要な事と考えています。年度変わりに年休を捨ててしまうような事にならないよう、計画的に取得することで、心身ともにリフレッシュし、健康を保つように心がけたいものです。

年休簿の新様式

月日	休暇時間	累計	残時間
4年4月20日 14時55分 ~ 16時55分	2 (0)	2 (0)	318
4年4月21日 12時55分 ~ 16時55分	4 (4)	6 (4)	314
4年4月21日 8時25分 ~ 11時25分	3 (0)	9 (4)	311
4年4月25日 8時25分 ~ 16時55分	8 (8)	17 (12)	303

多忙解消を行う上では絶対に必要な事と考えています。年度変わりに年休を捨ててしまうような事にならないよう、計画的に取得することで、心身ともにリフレッシュし、健康を保つように心がけたいものです。